

25 監査報告第10号

平成25年11月29日

千葉県議会議長 宇留間 又衛門 様
千葉県市長 熊谷 俊人 様

千葉県監査委員 宮 下 公 夫
同 宮 原 清 貴
同 黒 宮 昇
同 石 橋 毅

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、
同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出します。

第 1 期財務定期監査結果報告

1 監査の対象

総合政策局、建設局、教育委員会

2 監査の範囲

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までに執行された財務に関する事務及び経営に係る事業の管理

ただし、必要がある場合は、上記以外の期間も範囲とした。

3 監査の期間

平成 25 年 8 月 1 日から同年 11 月 26 日まで

4 監査の方法

今回の監査は、合规性を主眼とし、経済性・効率性・有効性の視点にも留意して、次に掲げる主な着眼点により、歳入・歳出予算の執行状況調書、調定・徴収関係書、支出負担行為伺書その他関係証書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を行った。

<主な着眼点>

(1) 収入事務

- ・ 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。
- ・ 納入の通知は適正に行われているか。
- ・ 現金出納簿は、遅滞なく正確に記帳されているか。

(2) 支出事務

- ・ 支出負担行為の時期は適正か。また、漏れはないか。
- ・ 支出負担行為額の算出に誤りはないか。
- ・ 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払等）及び精算等の手続は、法令等に定めるところにより適時、適正に行われているか。
- ・ 検査検収は確実に行われ、かつ、物品供給、修繕等の事実のないものはないか。

(3) 契約事務

- ・ 入札の諸手続は適正、かつ公正に行われているか。
- ・ 随意契約による場合、その理由は適正か。
- ・ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。
- ・ 検査の実施時期に遅れはないか。

(4) 財産管理事務

- ・ 財産の取得及び処分の手続は適正か。
- ・ 財産の貸付（使用許可）期間及び貸付（使用）料その他貸付（使用許可）条件は適正か。
- ・ 財産は効率的に運用されているか。遊休化しているものについて、活用方途は講じられているか。
- ・ 物品は正しく分類整理されているか。

5 監査の結果

監査の対象とした局等の事務事業は、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

(1) 収入事務

ア 送電線路設置に係る道路占用料の徴収を適正に行うべきもの（建設局）

道路法第4条によると、道路を構成する敷地、支壁その他の物件については、私権を行使することができないとされており、同法第32条第1項で、道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならないとされている。また、同法第39条第1項によると、道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができることとされている。

しかしながら、送電線路設置に係る道路の占用については、占用者と本市との間で取り交わした土地使用協定により道路の使用を認め、当該協定を根拠として占用料相当額を徴収しており、道路占用許可を根拠として占用料の徴収を行っていなかった。

送電線路設置に係る道路占用料の徴収については、法令に基づき適正に行われたい。

イ 納入の通知を適正に行うべきもの（教育委員会）

予算会計規則第30条によると、随時の収入については、納入通知書兼領収書により納期限の15日前までに納入義務者に通知しなければならないとされている。

しかしながら、生涯学習センターにおける厨房等貸付料において、納期限の15日前までに納入義務者に通知していないものが見受けられた。

納入の通知については、規則に基づき適正に行われたい。

(2) 契約事務

ア 人的役務の提供を伴う長期継続契約に係る適正な履行の確保を図るべきもの（建設局）

「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正に伴う運用について」（平成20年12月19日付け財務部長通知）によると、長期継続契約の対象となる人的役務の契約に当たっては、長期にわたる適正な人的役務の履行を確保す

るため、業務計画書、業務報告書等に基づき、定期的に履行状況を確認し、改善を図っていくこととされている。

しかしながら、自転車等駐車対策業務委託については、仕様書において、自転車駐車場登録者数の増加等に関し具体的な努力目標が設定されているが、目標の達成に向けた年間計画を定めていない業務実施計画書の提出を受けていた。また、目標の達成状況が記載された業務報告書の提出を受けているが、それに基づく十分な指導が行われていない状況が見受けられた。

人的役務の提供を伴う長期継続契約については、業務の履行状況を適切にモニタリングし、その結果を次年度の業務実施計画書に反映させるなど、適正な履行の確保を図られたい。

(3) 財産管理事務

ア 道路の占用許可を適正に行うべきもの（建設局）

道路占用規則第2条第1項によると、道路の占用許可を受けようとする者は、道路占用許可申請書を市長に提出しなければならないとされている。

しかしながら、道路における郵便差出箱及び駅前タクシー乗場標識に係る占用許可の状況を抽出して確認したところ、道路が占用されているにもかかわらず、占用者に道路占用許可申請書を提出させていない事例が見受けられた。

道路の占用許可については、規則に基づき適正に行われたい。